

[別添]

周辺自治体からの意見



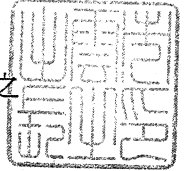
防 災 第 1 4 8 6 号

令和7年(2025)3月13日

島根県知事 丸山 達也 様

出雲市長 飯塚 俊之

(防災安全部防災安全課)



「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく意見について (回答)

このことについて、令和7年3月13日付、原第960号で依頼のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会につきまして、次のとおり回答します。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく
県からの意見照会に対する回答

島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び3系統目の所内常設直流電源設備（以下「特重施設等」という。）の設置について、県が中国電力株式会社に対し事前了解を行われることを了解します。

なお、了解するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう改めて要請します。

記

付帯意見

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 特重施設の設置にあたっては、特定重大事故等発生時における不測の事態や要員の健康管理面も考慮し、十分な人員配置を行うこと。
- (2) 特重施設等を適切に運用し、実効性のある対応が可能となるよう、教育・訓練を重ねるとともに、不断に教育・訓練内容の充実を図ること。あわせて、高度化するテロの脅威に対応するため、常に最新の技術、知見を取り入れた安全対策を適切に実施すること。
- (3) 特定重大事故等発生時における発電所内外との情報連絡体制を整備するとともに、情報伝達訓練を実施すること。また、複数の手段により通信連絡設備の多重化を図ること。
- (4) 特定重大事故等発生時におけるプラントメーカー、協力会社など関連事業者の役割を整理し、関係者への教育・訓練、情報共有を通して協力体制を構築すること。
- (5) 特重施設等を含む安全対策設備の運用にあたっては、テロ対策だけでなく、操作ミスが発生など多様なケースを考慮して使用順序を検討し、対応手順を整備するとともに、ヒューマンエラー防止対策も講じること。

- (6) 電源設備のように複数の系統がある設備について、共通要因で同時に機能喪失することがないように配線等を分散して配置していることを確認すること。
- (7) 特重施設等の設置工事については、周辺環境の保全に留意し、安全第一に実施すること。

〔原子力発電施設全体に関わる安全安心確保に向けた対応について〕

- (1) 周辺自治体住民の安全確保の観点から、早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
- (2) 協力会社を含め社員一人ひとりに安全を最優先に取り組む姿勢を浸透させ、不断に安全意識の向上を図ること。
- (3) 島根原子力発電所の運転管理など対応に変更が生じる場合には、関係自治体及びその住民に対し、随時、わかりやすく丁寧な説明、情報提供を行うこと。

2. 県に求める事項

- (1) 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を早期に締結できるよう、必要な支援を行うこと。
- (2) 広域避難計画について、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両・運転手の確保、避難ルートの多重化）、複合災害時の対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を、引き続き積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。

3. 県を介して国に求める事項

- (1) 特重施設等を適切に運用し、実効性のある対応が可能となるよう、今後の審査、検査等において、設備面だけでなく、組織・人員体制や教育・訓練といった人的側面も厳格に確認すること。
- (2) 高度化するテロの脅威に対応するため、常に最新の知見を規制基準に反映すること。

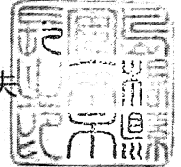
- (3) 原子力発電所の安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分に反映できる新たな法制度を創設すること。また、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
- (4) 万が一の原子力災害に備え、継続的な原子力防災対策の充実・強化に取り組むとともに、周辺自治体への支援の充実を図ること。



安 防 第 7 2 号
令 和 7 年 3 月 1 7 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

安来市長 田 中 武 夫
(総務部防災課)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』
に係る覚書」に基づく意見照会について (回答)

令和7年3月13日付け原第960号で照会のあったことについて、別紙のと
おり回答します。

別紙

『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』
に係る覚書」に基づく県からの意見照会への回答について

平成28年4月28日に中国電力株式会社から島根県に対して事前了解願いの提出があった、島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置について、事前了解を行われることを了解します。

なお、了解するにあたっては、安来市民の安全と安心を守る立場から、下記の意見を付し、それが適切に反映されるよう改めて要請します。

記

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 当該施設の設置工事を進めるにあたっては、住民の安全確保及び周辺環境の保全を図ることを最優先に実施するとともに、関係法令を遵守し、安全かつ適切な方法で実施すること。
- (2) 特定重大事故等対処施設は、故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムなどを起因とした、原子炉格納容器の破損による放射性物質の放出を抑制するために重要な施設であることから、それを適切に使いこなすために、組織や人員体制の充実強化を図るとともに、教育や訓練等の実施による社員等の技能向上を図り、万全な体制を構築すること。
- (3) 新規制基準における当該施設の設置期限を遵守するとともに、周辺自治体に対しては、可能な範囲で工事の進捗状況など、当該施設の設置に係る情報提供を行うこと。
- (4) 当該施設に関する情報については、セキュリティの観点から情報漏えいがないよう厳重に管理するとともに、関連会社を含む社員等の間で認識の徹底を図ること。
- (5) 当該施設の設置に関わらず、引き続き安全対策の強化及び徹底を図ること。

2. 島根県に求める事項

- (1) 原子炉設置変更許可など重要な変更等が行われる場合に、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度の構築について、引き続き国に強く要請すること。
- (2) 広域避難計画について、複合災害時への対策、避難車両の確保や避難ルー

トの多重化など避難手段の確実な確保、避難対象地域の特定に備えたモニタリングの円滑な実施、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民への周知や理解促進など、避難の実効性向上を図るための取組を、引き続き積極的に講じること。

3. 島根県を介して国に求める事項

- (1) 今後の審査にあたっては、当該施設を適切に運用し、安全対策の実効性を確保できるよう、設備面のみならず、それを適切に使いこなすための組織・人員体制・教育・訓練といった人的な対応についても厳格に確認すること。
- (2) テロ行為等の不足の事態に備えて、一層の対策強化に努めるとともに、新たな知見が得られた場合は、規制基準に反映すること。



原防第307号
令和7年 3月17日

島根県知事 丸山達也様

雲南市長 石飛厚志
(防災部防災安全課)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書」に基づく意見について (回答)

平素から本市の原子力行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年3月13日付け原第960号で照会のあったことについて、中
国電力及び国に対する要請内容を了解し、別紙のとおり回答します。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく県からの意見照会に対する回答

中国電力株式会社から島根県に対し、令和6年10月25日付けで「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき事前了解願いのあった、島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の設置については了解します。

なお、了解するにあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、下記の意見を付し、それが適切に反映されるよう要請します。

記

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 特定重大事故等対処施設は、故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより炉心の損傷が発生するおそれがある場合などにおける、安全対策の更なるバックアップ施設として、原子炉格納容器破損防止対策における重要な施設であることから、施設の安全性向上、適切な要員の確保及び訓練等により対処の実効性の維持・向上に常に努めること。
- (2) 特定重大事故等対処施設等の設置工事については、周辺環境の保全に留意し、安全第一に実施すること。
- (3) 特定重大事故等対処施設等について、工事の進捗状況など引き続き丁寧な情報提供を行うこと。
- (4) 特定重大事故等に限らず、安全対策については設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応による安全文化の醸成に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取組みを行うこと。
- (5) 緊急時に住民の安全確保に大きな責務を有する周辺自治体としての意見等がしっかりと反映されるよう、事前了解権を含む安全協定を締結すること。

2. 島根県に求める事項

- (1) 緊急時に住民の安全確保に大きな責務を有する雲南市を含む周辺自治体としての意見等がしっかりと反映されるよう、事前了解権を含む安全協定の締結に係る必要な支援を行うこと。
- (2) 広域避難計画について、複合災害時の対策、道路整備や渋滞対策等の避難道路の対策、避難車両・運転手の確保や避難ルートの多重化等の避難手段の確実な確保、受入先自治体の理解促進、住民理解の促進など避難に係る実効性の向上を引き続き積極的に取り組むとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。

3. 島根県を介して国に求める事項

- (1) 特定重大事故等対処施設等を適切に運用し、施設の安全性向上及び訓練等による対処の実効性の維持・向上がなされていることを確認するとともに、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応についても厳格に確認を行うこと。
- (2) テロ対策等について、常に最新の知見を規制基準に反映し、将来にわたって、不断の安全性向上に取り組むこと。
- (3) 原子力災害対応については、国が主導的な役割を担い、特に複合災害など不測の事態において、実動組織の全面的な支援が円滑に受けられるよう、関係機関の連携を強化するとともに、原子力災害対策の実効性向上に継続的に取り組むこと。
- (4) 安全確保における重要な事項等について、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度を構築すること。
- (5) テロ等が発生しないような平和の維持に努めるとともに、万が一の原子力災害に備え、継続的な原子力防災の充実・強化に取り組み、周辺自治体への支援についても充実を図ること。
- (6) 雲南市として原子力発電については、安全の確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済効率性、環境適合性を考慮し、当面の間必要であると考えているが、一方で、雲南市環境基本条例の中で「再生可能エネルギーの普及を図ることで、将来的に、原子力に頼らない社会の実現を目指す」としているところである。

今般示された第7次エネルギー基本計画の原案においては、これまで示されていた「可能な限り原発依存度を低減する」との表現が削除されたところであるが、引き続きこれまでと同様の姿勢を堅持すること。



第202400308846号
令和7年3月18日

島根県知事 丸山 達也 様

鳥取県知事 平井 伸治



島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく
意見について (回答)

貴県から令和7年3月13日付原第960号で照会のあったことについては、米子市及び境港市の意見を踏まえて、別添のとおり回答します。

については、貴県の最終的な判断に際し、当県民の安全・安心に対する心情等をお察しいただき、特段の御配慮をお願いします。

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 原子力規制委員会が今後行う設計及び工事計画認可、保安規定、原子力規制検査等の所要の法令上の一連の手続きに真摯に対応し、その状況について、鳥取県等に対して分かりやすく迅速かつ丁寧に説明するとともに、地域住民に対して説明責任を十分に果たし理解を得ること。
- 2 特重施設等の設置については、安全対策をさらに向上させる観点から、5年間の経過措置期間にかかわらず速やかな設置を求める。その間、重大事故等対処設備で代替する場合に備えての手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練の実施に努め、信頼性の向上を図ること。
- 3 特重施設等の設置工事に際しては、安全を第一義として、事故防止に努めること。また特重施設等に関する情報については、対策の実効性を確保するため厳重に管理を行うこと。
- 4 特重施設等の設置については、引き続き必要に応じ安全確保上の意見を述べることにする。また、地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があれば、安全協定に基づき立入調査及び措置要求を行うので、円滑な行使を保証すること。
- 5 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承など組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策（新規基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含む。）も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むとともに、最新の知見を安全上の対策に反映していくこと。
- 6 テロ攻撃については、警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関と緊密な連携を図り、ハード・ソフト両面にわたり万全な対策を講じること。テロ攻撃の兆候が察知された場合などにあつては、国の原子炉運転停止命令に従うとともに、緊急を要する場合には、国からの命令を待たず自らの判断で直ちに原子炉の運転を停止すること。
- 7 島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、米子市及び境港市の人的資源及び企業の活用を図ること。
- 8 鳥取県等が行う原子力防災対策は相当な規模で長期にわたるものであり、誠意をもってこれに協力するとともに、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、立地自治体と同様の財源負担を鳥取県等に行うこと。

国への要望事項

- ① 特重施設等については、設計及び工事計画認可、保安規定、使用前事業者検査等所要の法令上の手続きについて厳格に審査等を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。(原子力規制委員会)
- ② 特重施設等について、経過措置期間内の設置を遵守するよう原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間においては、重大事故等対処設備が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。(原子力規制委員会、経済産業省)
- ③ 特重施設等の設置工事に係る安全を第一義とした事故防止及び特重施設等に関する情報の厳重な管理について原子力規制検査等で確認すること。(原子力規制委員会)
- ④ 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策(新規基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含む。)も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むこと、また、最新の知見を安全上の対策に反映していることを原子力規制検査等で確認すること。(原子力規制委員会)
- ⑤ 原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。(原子力規制委員会、経済産業省)
- ⑥ 立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要がある、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体においても立地自治体と同様、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。(原子力規制委員会)
- ⑦ 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。(経済産業省、内閣府(原子力防災))
- ⑧ UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を實際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。(経済産業省、内閣府(原子力防災))
- ⑨ 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要がある、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と

安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。(経済産業省、内閣府(原子力防災))

- ⑩ 島根原子力発電所2号機の運転については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。(経済産業省)
- ⑪ 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、本県地元の人的資源及び企業の活用を検討するよう指導すること。(経済産業省)